

○厚生労働省告示第三百九十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十条の四第二項第三号イの規定に基づき、社会福祉法第六十条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和二年十二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

社会福祉法第六十条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十条の四第二項第三号イに規定する厚生労働大臣が定める事業は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十四第二号ハに掲げる事業とする。